

議案第 27 号

大網白里市排水機場の設置及び管理に関する条例の制定について
大網白里市排水機場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市排水機場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定により、大網白里市排水機場(以下「排水機場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、降雨等による農地の湛水被害を防ぐため、排水機場を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 排水機場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大網白里市福岡排水機場	大網白里市九十根 265 番地
大網白里市堀川排水機場	大網白里市四天木乙 2, 574 番地 90

(管理者の設置)

第 4 条 排水機場の管理者は、市長とする。

(管理)

第 5 条 市長は、次の各号に掲げる事項について、管理を行う。

- (1) 排水機場の操作に関する事。
- (2) 排水機場の点検及び整備に関する事。
- (3) その他排水機場の管理に関し必要な事項に関する事。

(管理の委託)

第 6 条 市長は、排水機場の管理を円滑に行うため、その管理の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。